

避難実施要領
【弾道ミサイル着弾前の想定】

令和5年1月策定

知 多 市

弾道ミサイル攻撃の場合（着弾前の想定）

避難実施要領（屋内避難）

知 多 市 長
○月○日○時○分現在

1. 愛知県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2. 事態の状況

○発生・発令の時期

年 月 日 時 分

○発生場所

—

○実行の主体

X国

○事案の概要と被害状況

弾道ミサイルの発射準備が認められる。

○今後の予測・影響と措置

実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民の行動について周知する。

※ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、市民に対して、より入念な説明を行うことが必要。

○気象の状況

天候： 気温： °C 風向： 風速 m/s

3. 避難誘導の概要

○要避難地域

知多市全域

○避難先と避難誘導の方針

知事の避難の指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅ろうな建物、地下施設等の屋内に避難し、窓から離れた建物の中央部に移動することを原則とする。

○避難開始日時

年 月 日 時 分

○避難完了予定日時

—

3-1 避難誘導の方法

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（Jアラート）等により警報の発令が行われることから、本庁舎などに設置した同報系防災行政無線のサイレン及び、広報車、メールサービス、ホームページ等で、市民に警報の発令を周知する。

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人のとるべき対応を周知徹底する。

その際、コンクリートの頑丈な建物への避難が望ましい。また、窓から離れ建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。

ウ 車両内にいる者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所か、やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する。

3-2 事態の特性で留意すべき事項

ア 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。

イ 担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。

ウ 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4. 関係機関の措置

○措置の概要

事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。

○連絡調整先

- ・ 知多市消防本部（指揮班（庶務課）） 電話：0562-56-0146
- ・ 知多警察署 電話：0562-36-0110
- ・ 陸上自衛隊第35普通科連隊重迫撃砲中隊 電話：052-791-2191
(内線4553)

5. 住民の行動

○屋内にいる場合

- (1) 最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、運転免許証等の身分証明書などを準備するとともに、テレビ、ラジオ、SNS等を活用し、情報の収集に努める。
※ 子どもがいる場合は、不安解消のため玩具類を用意することが望ましい。
- (2) 化学剤弾頭が着弾する場合に備え、屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。
- (3) 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。
- (4) 出火防止対策を行う。
- (5) 危険動物の逸走対策を行う。
- (6) その他必要と認められる事項

○屋内にいない場合

- (1) 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。
- (2) 車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。
- (3) 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。
- (4) 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該場所から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。
※ 着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。

6. 情報伝達

○避難実施要領の住民への伝達方法

担当職員等は、市民に対し、防災行政無線、防災ラジオ、ちたまる安全安心メルマガ、市公式ホームページ、各種SNS（Facebook、twitter、LINE）、広報車による伝達や、消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅ろうな建物等の屋内への避難が必要である旨周知する。

実際に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、J-ALERTシステムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。

○避難実施要領の伝達先

知多県民事務所、知多建設事務所、知多保健所、日本郵便（株）知多郵便局、知多市医師団、知多市歯科医師会、知多市薬剤師会、中部電力パワーグリッド（株）常滑営業所、東邦ガス（株）東海営業所、西日本電信電話（株）東海支店、知多メディアネットワーク（株）、知多市社会福祉協議会、知多市赤十字奉仕団、知多市建設業協力会、コミュニティ連絡協議会

7. 緊急時の連絡先

知多市国民保護対策本部

- ・ 電話：0562-36-2638
- ・ FAX：0562-32-1010
- ・ e-mail：bousai@city.chita.lg.jp